

小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

小牧市下水道事業

小牧市長 天 野 正 基

小牧市下水道事業管理規程第 3 号

小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行 規程

（趣旨）

第1条 この規程は、小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例（令和8年小牧市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（受益者の地積）

第3条 分担金の算定基準となる地積は、公簿によるものとする。ただし、公簿により難いときその他特別の理由があると管理者が認めるときは、実測その他の方法によることができる。

（受益者の申告）

第4条 条例第4条の規定により告示された賦課対象区域内の土地の所有者は、当該告示のあった日から30日以内に受益者である旨を管理者に申告しなければならない。この場合において、当該土地に条例第2条第2号ただし書に規定する地上権者、質権者、使用借主又は賃借人（以下「権利者」と総称する。）があるときは、当該権利者と連署しなければならない。

2 同一の土地について2人以上の所有者又は権利者があるときは、代表者を定め、当該代表者が前項の手続を行うものとする。

（分担金額等の決定通知）

第5条 条例第5条第3項の規定による分担金の額及びその納期等の通知は、公共下水道区域外流入受益者分担金決定通知書（様式第1）による。

（分担金の徴収）

第6条 条例第5条第4項の規定による分担金の徴収は、納入通知書兼領収書（様式第2）によるものとする。

（分担金の減免）

第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による分担金の減免は、別表に定めるところによる。

2 条例第 6 条第 2 項の分担金の減免を受けようとする者（同項第 3 号に係る減免を受けようとする者を除く。）は、その旨を管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、公共下水道区域外流入受益者分担金減免決定通知書（様式第 3）により通知するものとする。

（賦課徴収手続の特例区域の指定等）

第 8 条 管理者は、別表条例第 6 条第 2 項第 3 号の項に定める土地に係る分担金が条例第 6 条第 2 項第 3 号の規定により全額減免されるべきものと認めたときは、その区域を賦課徴収手続の特例区域として指定し、当該区域及び地積を告示するものとする。

2 前項の規定に基づき告示された賦課徴収手続の特例区域の土地については、その土地について第 4 条第 1 項、第 6 条並びに前条第 2 項及び第 3 項に規定する行為をすべき者の行為は、当該告示の日においてなされたものとみなす。

（分担金の督促）

第 9 条 管理者は、受益者が分担金を納期限までに完納しないときは、納期限後 20 日以内に督促状（様式第 4）を発しなければならない。

（不申告等の取扱い）

第 10 条 管理者は、この規程に規定する申告すべき事項について申告のないとき、又はその内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 8 条関係）

区分	減免の対象	減免率（単位パーセント）
条例第 6 条 第 2 項第 1 号	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 1 条に規定する学校用地	75
	社会福祉施設用地	75
	警察法務収容施設用地	75
	一般庁舎用地	50
	病院及び診療施設用地	25
	有料の公務員宿舍用地	25
	公営住宅用地	25
	公用財産用地	25
条例第 6 条 第 2 項第 2 号	道路、河川、堤防、水路、公園、広場等 の用地	100
条例第 6 条 第 2 項第 3 号	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業又は新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水 ^{きよ} 管渠等の設置が公共下水道である場合又は当該事業者が公共下水道に係る費用を提供した場合においては、これら事業の施行区域内の土地	当該事業者が排水管渠等の施設を設置するために要した費用の額又は提供した額に応じて管理者が定める率
	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内及び周辺対策事業区域内の土地	排水管渠等を設置する者が当該排水管渠等の施設を設置するために要した費用の

		額に応じて管理者が定める率
条 例 第 6 条 第 2 項 第 4 号	消防団が所有し、又は使用している消防施設用地	1 0 0
	自治会等が運営管理する集会所用地	1 0 0
	公道に準ずる私道及び水路敷	1 0 0
	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	7 5
	管理者がその状況により特に減免する必要があると認める土地	管理者が定める率